

清末切音字運動における標準音について

富 平 美 波

1. はじめに

近代国家における普通教育の普及の道程を顧みる際には、その前提としての国語統一、すなわち共通語制定の問題を避けて通るわけにはゆかないと思われる。中国においてこの動きは、アヘン戦争の衝撃によって社会の変革が開始された清朝末期に始まった。広大な国土に亘り通話不可能なほど乖離した幾多の方言を擁し、さらに、長年にわたる固定的な農業中心社会において、官話という規準の不明確な共通語のみしか発達させてこなかった中国では、国語の統一は当初より極めて困難な実践過程が予想される大事業であった。1896年に刊行された切音字方案の1種である『盛世元音』の自序において作者の沈学は「余考中国之方音最多最亂。(歐州方音不大遠殊、尚不能合切、各成字母。……)」、「漢字一字各隨方音而異。」と述べている⁽¹⁾し、20世紀初頭のロンドンで吳敬恒と知り合った孫文は「汕頭と広州は同じ廣東省に屬していながら讀音が異なるために、両地の人民の海外で商業に携わる者は、時によるとかえって英語によって意志の疎通を図っている」と語った⁽²⁾という。そしてこのような状況下での国語統一の事業は、それが最初、近代国家をめざして民知を啓くための識字教育の普及の問題、識字を容易にするための表音システムの考案の問題と分かちがたく結びついていたために、まず、何地の言葉を書き表すべきかという標準語の制定の問題、ひいてはどの音を規範的字音と定めるべきかという標準音の制定の問題となって立ち現れてくるのである。

何九盈によると、中国における現代標準語の確立の過程は、

1. 清末：北京語を標準とした。
2. 民国初：二重の標準を採用し、南北双方に配慮した。
3. 1920年代以降：北京語を標準とすると規定した。

という、いわば「否定の否定」ともいるべき発展のプロセスをたどっているという⁽³⁾。1の清末から2の民国初へと標準語の内容が変化していることについては、清末には清朝の威光を背負つて標準とみなされた京師北京の言葉が、王朝の崩壊とともにその地位が下落し、南方知識人の文化的優越感や、「韃虜」の音に染まった北京語に対する反感が表面化してきたためではないかといった時代的背景がたやすく推測され、また実際その通りだったようであるが、清末時期といえども、各地の一般庶民、とりわけ南方方言区の人々全員に、いきなり北京官話をあやつれと言う

のは所詮無理な話だったのであって、その状況をカバーするべく、南方人である勞乃宣の提唱した、方言の切音字表記を橋がかりとして北京語を習得させる手法なども考案されたわけであり、北京語が標準とされるには、やはりそれなりの経緯というものが存在したはずである。本稿では、特に清末時期に現れた標準語・標準音をめぐる言説をたどりながら、その時代を通しての状況を概観してみたいと思う。

2. 初期の方音切字時代

初期の切音字運動は、最初から共通語の制定を念頭に置くのではなく、むしろ民衆の識字率増大を目標としていたようである。したがって、まず作者の身の回りの方言を表音文字に書き表して、実験的識字教育を実践するというケースが目立っている。宣教師たちの教会ローマ字がまず方言を記述したという事実からの影響もあったであろうが、実際、特に南方方言区において一般民衆に表音文字を与えるとしたら、各人の使用方言を表記するものを与える以外のことはおよそ現実的でなかったのであろう。1891年最初に「切音文字」の名称を使用したとされる宋恕の『六斎卑議』が、日本の教育政策に学びながらも、「若師其意、江淮以南、須造切音文字多種、以便幼学。茲事体大、未敢議及。」と述べている⁽⁴⁾のも、そのような認識の反映と思われる。そして、切音字運動の先頭をきった盧憲章の『一目了然初階』(1892に廈門で出版)は閩南語を表記するものであったし⁽⁵⁾、1985年に吳敬恒が考案した「豆芽字母」は常州音を表記するものだった。吳は渡航先で、文字の読めない夫人や子女との通信にこの字母を使用したといわれており、このような方音字が即時の有効性を持っていたことがわかるのである⁽⁶⁾。

とはいっても、各地でこのような方音字を普及させて行けば、各方言区は書面語のレベルでも互いに分断されてしまい、中国全土にわたる意志疎通の手段を欠くことになるのは誰の目にも明らかであって、この時期にも、(口頭語或いは書面語の)統一が不必要だと考えられていたわけではないようである。例えば、このことに関して、盧憲章の示した構想の中に注目すべき点が2つある。1つは、切音字を漢字を覚えるための手段と位置づけていることである。『清末文字改革文集』所載の「中国第一快切音新字原序」では次のように述べられていて、

「若以切音字与漢字并列、各依其土腔鄉談通行于十九省各府州縣城鎮鄉村之男女、編甲課實、不但能識切音字、亦可無師自識漢文、兼可以快字書信往来、登記數項、著書立說、以及訳出聖賢經傳中外書籍腔音字義、不數月通国家家戶男女老少無不識字、成為自古以来一大文明之国矣。」⁽⁷⁾必ずしも漢字を廃する意志のないことを明示している。盧が下層の庶人たちに漢字を表現手段としても使用されることを目指していたのか明瞭ではないけれども、この構想によれば、彼らも方言による読み音を媒介として、漢字が読めるようになることは可能で、漢字で表記される書面語に

はすでに統一的な文体が存在することを思えば、漢字による普通教育は実践できることになる。もう1つの点は、盧が南京官話による国語統一を提案していることである。上に引用した序文には続いて次のような叙述が現れる。

「又当以一腔為主脑、十九省之中、除廣福台而外、其余十六省大概属官話、而官話之最通行者莫如南腔。若以南京話為通行之正字、為各省之正音、則十九省語言文字既從一律、文話皆相通、中國雖大、猶如一家、非如向者之各守疆界、各操土音之對面無言也。」⁽⁸⁾

清朝末期の官話について、高天如は、當時各方言区の間に通行可能ではあったが標準がなお厳密には確立していなかった漢民族の共通語であって、従って「京音官話」と「藍青官話」の別が存在していたと述べている⁽⁹⁾。また、當時通行する官話に南北の差異があったことについて、後の1910年に資政院議員江謙が学部に提出した質問書の中で

「中国官話既有南派北派之分、而南北之中又相差異。」⁽¹⁰⁾

と述べている事実が引かれることがある⁽¹¹⁾が、おそらく官話のバリエーションのなかで北京官話と南京官話がとりわけ勢力のきわだったものとしてとらえられていて、盧のような南方区の人々には南京官話のほうがよりポピュラーな或いはより威信が高いものと感じられていたのかもしれない。

3. 京音標準説

周有光の『漢字改革概論』が掲げる「清末切音字方案一覧表」を見ると、現実に通行している語音を表記の対象としている方案のうち、1908年以降に発表されたものはすべて「北京音」ないし「官話音」を表すものばかりであって、そのころには、人々の主張がそのあたりに収斂し、社会に標準音に対する通念ができあがっていたのではないかと思われるが、それ以前の方案には、「官話音」を基準とするものとその他の方言音を表記するものとが入り交じっている。そのうちで、最も早く「官話音」を表記したとされるものは1896年の蔡錫勇の『伝音快字』である。蔡は福建の人で『伝音快字』は武昌で出版されたのであったが、内容は北方語音を標準として北方話の白話をつづることをめざしたものであった。古典の文言を白話に訳して普及させることも考えていたようである⁽¹²⁾。蔡は自序の中で、基準とする語音を「官音」と称しており⁽¹³⁾、湯金銘の「伝音快字書後」⁽¹⁴⁾はそれが「今音」に合わせることを求めて「古韻」に拘泥していないと評している。湯は、當時各方言によって差異があった外国語の対訳表記につき、蔡の切音字によって表記の統一を図るという提唱も行っている。

蔡錫勇の方案の後、北京官話方案として最も大きな影響を及ぼした王照の『官話合声字母』が出る(1900)までに、方音表記方案として、力捷三の『閩腔快字』(1896、福州音)・王炳耀の『拼

音字譜』（1897、粵音主体）が出ているが、すでにどれもが北京語の標準語としての地位を意識せざるを得なくなっている。力捷三は蔡錫勇の『伝音快字』が示す音を「正音」と呼び、「閩俗」の「土音」はそれと全く異なり、閩人は蔡の「快字正音」を理解できないので、他に「榕（福州）腔」の切音字を作らざるを得なかつたと説明しているし⁽¹⁵⁾、王炳耀の方案は「出口之音」即ち庶民の口からである方言口語を表記して民の開智を図るものであったが⁽¹⁶⁾、粵東音を皮切りに字母を増減して「中国之土音」をことごとく表記することを目標としており、下記の自序の叙述に見られるように、ゆくゆく「北音」による言語の統一を構想していたようである。

「通行本省後、用北音成書、待鉄路興、各省学北音必易、斯時十八省如一省、斯誠一国也。」⁽¹⁷⁾

次いで1898年には、漢語拼音運動が史上始めて統治階級と交渉を持った文献と言われる⁽¹⁸⁾林輅存の「上都察院書」が書かれた。林は盧憲章の同郷人で、維新派官僚の指示に答えて切音字を用いた教育の普及を盧に代わって進言したものであるが、林の上書では、盧の方案を「京師官音」によって「正」して海内に頒行せよと明言している。そうすれば、皇威の及ぶところ、蒙古・チベット・青海・イリ及び南洋數十島に至るまでが数ヶ月を経ずして「書可同文」・「言可同音」の状態に至るであろうというのである⁽¹⁹⁾。

王照の『官話合声字母』が書かれたのは1900年である。王は、中国の方言の分岐の甚だしさは、書面語と口語の乖離が音の流変を速めたことに原因があるとし、この状況を正に帰すべく、「北人俗話」を記す字母を作ろうとした⁽²⁰⁾。王は、文字が実際に通行している口語を記し、書面語が言文一致体になれば、同音異義字が区別できないという問題も自然に解消すると考えていた⁽²¹⁾。ちなみに王が、『官話合声字母』を推奨するにあたって康熙帝の聖旨を持ち出しているのは興味深いところである。すなわちかつて康熙帝が欽定韻書『音韻闡微』の編纂を命じた時、「国書合声之法」に従えと訓示したこと、この時中国は一度「便民文字」を創造する良機を得たのに、六朝以来の文人の読音に拘泥してみすみすその機会を逸したのであるという⁽²²⁾。満州語を表記する満州文字はもとから母音と子音を分別して表す表音文字であって、それを固有の文化として持つ清朝帝室には、切音字をアピールする手段があると考えたものであつたろうか⁽²³⁾。王照に『音韻闡微』を参照するよう勧めたのは天津在住の翰林院編修嚴修で、嚴は一家を挙げて『官話合声字母』を学び、嚴の家では、小間使や女中、料理人、車夫にいたるまで皆王の字母を読み書きできるようになったという⁽²⁴⁾。

ところで、王照は『官話合声字母』の「凡例」において、「京話」をもって国語を統一する構想を示している。

「語言必歸画一、宜取京話。因北至黑龍江、西逾太行宛洛、南距揚子江、東傳于海、縱橫數千里之土語与京話略通。外此諸省之語則各不相通。是以京話推廣最便、故曰官話。余謂官者公也。官話者公用之話、自宜取其占幅員人數多者。」⁽²⁵⁾

官話を共通語として推薦する場合、その通行範囲の土地的広さが第一の強みとして挙げられるこ

とがよくわかる。但し、王照の推奨する「京話」は「北京土話」とは区別のある「北京官話」であったと言われ、そのことは、王照が『官話合声字母』で上記の文章に続けて書いているところからわかるとされている。すなわち、1903年官話字母義塾(王照が北京に設立)重刊の『官話合声字母』の「凡例」第1条では、

「蘇人每借口曰、京話亦雜土音、不足以當國語之用。殊不知京中市井小有土語、與京中通用之官話自有不同、不得借此黜彼也。」⁽²⁶⁾

1906年北京の拼音官話書報社翻刻本の「新增例言」第1条では、

「南人每藉口曰、京中亦多土語、京話不足當官話之用。殊不知京中市井俗鄙之語、亦吾京中士大夫所不道、無庸多慮也。」⁽²⁷⁾

と述べられていることがそれで、これらの叙述に基づき高天如は、『官話合声字母』も実質上「京音官話」を基礎言語としていて、王の言う「官話」は明らかに「北京官話」の略称であるのだと説明している⁽²⁸⁾。

この王照の字母は、日本に教育制度の視察に赴いた呉汝綸や京師大学堂の学生何鳳華らによつて、清朝政府に推薦されるようになる。安徽省桐城の人であった呉汝綸は1902年張百熙の推挙により京師大学堂の総教習となり、日本に教育制度の視察にてかけた。呉の『東游叢録』が記すところでは、呉は日本で伊沢修二と会い、伊沢から生きた標準語普及の実例とも言うべき「阿多」という薩摩人を紹介されている。伊沢の言によれば、伊沢は信州人、「阿多」は薩摩人で、30年前対面した時には姓名を通じることもできず、さながら福建人や廣東人が北京人と会った如くであったが、今日では両者の言語に少しの差異もない。薩摩は格別特殊な方言を使用することで知られている地域であって、師範学校設立の際には特に薩摩人を募って入学させ言語の改良に努めたのである。現在薩摩では至る所で学生が「普通語研究会」を設立している状況が見られるが、「普通語」とは即ち東京語のことである。そうしたわけで今日薩摩でも東京語のわからない者はほとんどないといつてよい。もともと本国人が本国の言葉を習うのであるから、結局それほど困難なことではないのである、云々とのことで⁽²⁹⁾、つまり伊沢は薩摩を例に日本の国語政策の成果を説いたのであった。呉は日本での見聞にも刺激されて、『官話合声字母』をまず安徽省に持ち帰つて南方にもこれを普及させ、北京音を標準音として言語統一を実現しようと考えるようになる。日本の例に倣えば、これは他の方言区の人民にも北京官話をじかに外国語のように習わせてしまうという計画になるわけであった。伊沢に対し好意的に想像するならば、呉は「阿多」という実例を見てそのような教授法の実践可能性に自信を抱いたとも考えられる。呉は1902年管学大臣張百熙への手紙で『官話合声字母』の国語読本への使用を提案し、

「此音尽是京城声口、尤可使天下語音一律。」⁽³⁰⁾

と、あたかも北京音が首都の音である故に、ただちにそれをもって全国の語音を統一する資格があるかのような言辞を用いている。張百熙は翌1903年栄広・張之洞らと『学堂章程』を奏定し

た際、その「学務綱要」第24条に「各学堂皆学官音」と規定し、「各国言語、全国皆帰一致、故同国之人、其情易洽、実由小学堂教字母拼音始。中国民間各操土音、致一省之人彼此不通言語、辦事動多扞格、茲擬以官音統一天下之語言。故自師範以及高等小学堂均於中国文一科内附入官話一門。……。将来各省学堂教員凡授科学皆以官音講解、雖不能遽如生長京師者之円熟、但必須讀字清真、音韻朗暢。」

と解説を加え⁽³⁰⁾、官話そのものの教授と、教育現場での官話の使用とを計画の中に組み込んだ。また同じく1903年、京師大学堂の学生何鳳華らが袁世凱に上書して、官話字母の公布と国語教育の開設を求めた⁽³¹⁾。何らは近年中国で作成された切音字の方案が方音にとらわれていて通用に適さないこと、『官話合声字母』は満州文字（「国書」）の「合声之法」に倣いかつもっぱら「京音」を主としているので最も通用に便なること等を指摘し、5点にわたる利益を挙げているが、それらの利点の中には、字母によって「口音」を定めることにより言語統一を図り南北上下の意志の疎通が自由になること、外国語の訳名の不統一が解消することが含まれている。さらに普及の手段5種を考案しているのだが、そのうちの1つは師範学院を設けること、もう1つは聴衆に官話字母で書いた原稿を配布した上での演説会を開くことである。師範学院の計画は、まず北京で「口音純正、言語便捷」な若干人を招いて「北京官話」を標準として字母を演習させ、卒業後更に各省の学堂に散らせて官話の教授にあたらせようというもので、このような、実際に北京官話の話せる話者を頂点とし、字母の発音については口から耳への直接教授法を取って、全国にピラミッド式の師承関係を築いてゆこうとするのが、この時期に一様に構想された標準語普及方法であった。この後1904年袁世凱の依頼を受けた学務処は、『官話合声字母』を含む数種の方案を比較検討し、『官話合声字母』を最上とする回答を寄せた。文中には次のような叙述が見え、北京語で言語統一を図り方言の要素の混入を許容すまいとする態度が表明されている⁽³²⁾。

「……、且能解此法、于習官話者尤為捷便、吳京卿所謂此音尽是京城声口、尤可使天下語音一律、亦非虛語也。此語言統一之說也。」

「蓋此但求合于京音、不能概各省之音、方力求与京音一律、取全国合一之效、奏定章程中言之甚詳。若仍執他省之音以相糾繩、是所謂適楚而北其轍也。此無庸置議者也。」

4. 京音標準説への批判

3に引いたような言説を見ただけでは、首都北京周辺において、少なくともかような教育制度の改革を求めるグループの間においては、北京官話の標準語としての地位は明確化しつつあったかのように感じられるが、時代の思潮がそんなに単純でなかつたことは、1903年に「長白老民」の署名で出された「推広京話至為公義論」からも窺うことができる。この文章で、北京官話を標

準語とすることの利点として長白老民が挙げるのはやはり「淮汝以北、黒竜江以南」という即時(短期間)普及可能地域の圧倒的な広さであって、実はそれ以外特段の指摘がないのである。そして「長白老民」によれば、そのような利点にもかかわらず、南北の知識人が「京話」の提唱に踏み切らないのは、北人にあっては南人への文化的コンプレックスがあつて「京話」の普及を口にして南人の嘲笑を買うのを恐れる心理が働くからであり、南人にあっては、文化的優越感が「江南」のみが「正音」であると思わせるからだが、実はその方言的差異の大きさから「京話」の習得が容易でなく、字母表記の北京語を通すよりは、文語や、或いは外国語そのものから知識を受容するほうが便利だからという理由も大きい。しかし、国語統一が全国民にもたらす利益を思えば、南人の都合でそれを妨げることは妥当ではないという³⁴。

これより後のことだが、清朝の支配の圧力が失われた民国初年になると、国家の政策として国語統一を議論しながら、北京語がかなり長い間すんなり標準語と認められなかつたことは周知の事実である。何九盈はその原因について、清末民初の人々は「驅逐撻虜、恢復中華」の感情が深く、純粹な伝統を保持する「夏音」「中原之音」を理想ととらえていた上、北京はもはや首都の地位さえ失つてしまい、標準語としての資格はますますあやふやになつてきつたのである、と指摘している³⁵。清末から民初にかけて章炳麟や胡以魯を中心に湖北話に標準語の地位を認める根強い主張があつたが、その中にも中国の正統的知識人が抱く北京の地方的偏在性への反感が見られる。章は1908年エスペラントを標準語にしようという吳敬恒らの主張に反駁する「駁中国用万国新語説」を発表したが、その中で、

「今虜雖建宅宛平（北京のこと：筆者注）、宛平之語未可為万方準則。」³⁶

と述べており、『國故論衡』「正言論」には、

「（中国正音）既不可任偏方、亦不合慕京邑。」

の語がある³⁷。章が「駁中国用万国新語説」中で結論している標準音は、何九盈の整理によれば、江陵武昌音を主体とし、各方言中から周秦の古音や、隋唐の切韻音に合うものを採取して制定される「江漢音+四方典則之声=夏声」とでも公式化すべきものであつて³⁸、章には古語や古音の保存に執心する傾向があつた。それは上記の「正言論」でも表明されており、例えば章が「正言論」冒頭で提唱する言語政策は次のようなものである。

「文言合一蓋時彦所譁言也。此事固未可猝行。藉令行之不得其道、徒令文学日窳。方国殊言、聞存古訓、亦即隨之消亡。以此闔闢烝黎、翻其反矣。余以為、文字訓故必當普教国人、九服異言、咸宜擣其本始、乃至出辭之法、正名之方、各得準繩、悉能解諭。當爾之時、諸方別語、庶將盡如画一。安用豫設科條、彊施槩括哉。」

したがつて、「駁中国用万国新語説」での主張のほうが、湖北話という基礎方言を持ち出している分、より近代的とも言えるのである。湖北話標準説はその後もかなり根強く主張されたが、下つて民国時代の1923年に章の弟子である胡以魯（浙江寧波の人）が『國語學草創』で提唱した時

点でのそれは、章のよう復古的要素を交えない現実の湖北話となっていた。胡は同書の中で、「吾国向所称為北京官話者官吏用語、非公共語也。」

と北京官話の通行範囲の狭小さを指摘し、方言としての北京語「京片子」については、「實際說所謂京片子者、殆惟直隸南滿之一部、直隸方言間雜以滿語者耳。」

と、異民族語の干渉にあからさまに不満を漏らしているというが³⁹、このころ湖北話を推す者たちの間では、金元以来「朔虜」の侵入により、中原の音は江漢に移ったという認識があつたらしい⁴⁰。先の章の文章がどちらも国外で出版されたものであったのに対し、これらは国内で正式に刊行された書物であるから、時代の推移が歴然としていると言えよう。何九盈によれば、趙元任は後に清末民初のこの時期を回想して、当時北方語や北京方言（「京腔」）が文人たちの間で必ずしも地位が高くななく、「老媽子」（女中）の言葉といわれて嘲笑の対象になっていたことを書きとどめており⁴¹、また 1961 年の“What is correct Chinese?”（中訳《什么是中国语？》）の中で、北京官話の社会的地位が高まらなかつた原因についてすぐれた分析を行つてゐるが、そこで原因と目されている点はいずれも、北京音が古音における区別を失つてゐること、つまり古典的な文化の担い手としての地位の低さである。すなわち、①北京語では入声が消失してゐるから詩歌の韻律が理解不可能になる、②尖团の区別がないから伝統演劇たる京劇の発音とも異なる、③中古音における破讀（容易の易と変易の易など）が韻母の合流により区別できなくなつてゐる、などの点が嫌われたのであるという⁴²。

章炳麟に見られるような復古的な音こそ標準音としての資格があるという考え方には、1906 年の盧憲章の第 2 次方案に対する訳学館の批判にも見ることができる。最初には親しみのある廈門音を基準として切音字を作つた盧憲章だったが、このころになると時代の思潮に影響されてか、新しく「京音」を主とした『中国切音新字』を創案して、『北京切音教科書』ほか多くの出版物を編纂、「頒定京音官話、以統一天下之語言也。」「均認京音官話為通行國語。」⁴³と明言したのであった。盧は 1905 年北京に赴き、著した切音字書を学部に進呈して審査を請うたのであるが、学部は原著を訳学館にわたして審定をさせた⁴⁴。しかし、盧の方案に対する訳学館の評価は、「泥今忘古、狃近昧遠、遂生種種之缺点。」というものであった。訳学館のよしとする「中国切音字母」のありかたは、声母は伝統的な三十六字母から特殊な識別しにくい音のみを削除し、等韻学の四呼四收の法にしたがい古今の韻書を斟酌して韻母の種類を定め、『玉篇』や『廣韻』の反切をもとに個々の字音を決めてゆくというもので、それでこそ全国に通行させ各省の方言を統一するに足るのであって、個別の方音と妥協して増減させてはならないのだという。したがつて、そのような基準に照らして評価された『中国切音新字』は、その声母に全濁音がないこと、入声がないこと、などが欠陥として指摘されたのであった。訳学館の主張は、一地方の方音に完全に従うことを退けており、三十六字母や四声の中には、言語の歴史的变化に伴つて摩滅し区別しがたくなつた音があるとしても、多くの方言を参照すればどこかにそれらを残している方言がある

ものであって、方音の異同を広く考証して「その原始に返」すべく、1つ2つの省の方音をして標準音と見なしてはいけないのだという見解を表明している。したがって入声なども今なお -p、-t、-k 3種の韻尾の区別を保存している粵音が引き合いに出されるのであった。3種の入声韻尾の存在については、更に『音韻闡微』や日本漢字音も裏付けの為に引用されており、王照が『官話合声字母』を正当づけるために使用した欽定韻書が今度は北京音の批判のために用いられているのは興味深いことである⁽⁴⁵⁾。この時、訳学館には音韻学に詳しい汪栄宝らがいて、そのためこのような答申が出されたのであろうと言われている⁽⁴⁶⁾。汪栄宝は切音字にも理解の深かった當時開明派の官僚であったが、標準音に関する考え方には一貫した観念があつたらしい。汪は辛亥革命後には、読音統一会に江蘇省代表として加わり、「南方人は濁音と入声なしでは暮らしてゆけない」と発言して有名になった⁽⁴⁷⁾。そして1913年に読音統一会に提出された彼独自の簡字方案は、見・端・幫3母の符号を結合させて -p、-t、-k 3種の入声音節を表記するなどの工夫がこらされ、「等韻の旧譜」によく合ってはいるがやや官音から遠いという特徴を持っていたというから⁽⁴⁸⁾、上のような立場は革命後も基本的に変わらなかつたようである。

このような韻書や等韻学に依拠した復古的な音をよしとする立場の他に、各地方の意見を取り入れ、最大公約数的な標準音を定めようという主張もあった。その1例と思われるものが、1908年の馬体乾の「談文字」⁽⁴⁹⁾である。馬によれば、

「誠使国音叢脞而但功令以強之使行、則天下将仇視国音矣。鄙意以為應採全國公有之音定為國音、各地特有之音定為方音。所謂國音者即與向之官音相類、而方音即今之所謂閩音。」

とのことで、この文章だけからでは、具体的な音系がどのようなものになるのか明らかに分からぬが、ともかく、全国の方言がほぼ共通に持つ音を国音として定めれば、習得に苦労を強いる細々した難しさも無くなり、しかも当然の帰結として從来「官音」と呼ばれていたものに類する音に帰着するであろうと言っている。その他、後に読音統一会を主催する吳敬恒は1909年に発表した「書神州日報東學西漸篇後」という文章の中で、各省からの代表を集めて、各字の読音を皆の「議定」により定めてゆくという、まさに読音統一会式の標準音決定法を提案している。吳によれば、各省から数人ずつ、「中国の之乎者也」を談ずることのできる人士を北京か上海に集め、字典の見出し字ごとに「官音」を議定してゆけば、(同音字は自動的に決まってゆくから) 半日の会合で3～400字を処理することができ、3ヶ月ほどで完了するであろうという⁽⁵⁰⁾。この方法をもし実行に移したとすると、底本となる字典や代表人士の音韻学的素養が影響して復古的な「官音」が生み出されるか、方言ごとの読書音が相譲らずして対立するか、議定にも普及にも紛糾が予想され、この時点での吳の予測はやや樂観的にすぎるようである。

5. 北京語の入声

1908年には天津の人劉孟揚の「京音」表記切音字方案『中国音標字書』が出た。劉の方案は、劉が北京語の儿化を表記する“r”字母に対し「惟切土語用之。」と注記していることなどから、实际上「京音」中の土語成分を排除した「官音」を普及させようとする方案であったと見なされており、その自序からも「京音」による国語統一、訳名の統一をめざしていたことが見て取れるが⁵¹⁾、同じ北京官話の表記する王照の『官話合声字母』が北京語の声調を「上平、下平、上、去」の4種と定め、北方人の口耳中には入声はないとした⁵²⁾のに対し、劉の方案は入声を表示する専用の声調符号を定めているのである⁵³⁾。劉の方案は劉の「凡例」によれば「華語」・「洋語」を問わず表音できるシステムと説明されているとのことである⁵⁴⁾から、劉の「京音」に入声があったかどうか原著を見ていない筆者には判断しがたいところがあるけれども、この時期官話音を標準とする切音字方案のうち、入声を表示するものは他にもいくつもあるのである。後の読音統一会による注音字母制定の際、争論の焦点となった濁音と入声の取捨を巡り、結局入声だけが保存された経緯を見ても、官話における入声の存在感の大きさが想像できるように思われる。

実際、北京語の読書音には、近代かなり下るまで根強く入声の区別が残されていたらしい。その事実を紹介した文献に林燾の《“入派三声”補釋》がある。同論文によれば、
“从《中原音韵》时期开始，入声在北方一些方言区逐步消失，但是我们绝对不能低估入声在已消失入声的北方方言区中的影响。这种影响可以说一直延续到20世纪40年代，也就是说，直到距今三四十年前才完全消失。历经六百多年，入声始终顽强地存在于以北京话为中心的北方方言的读书音中，这和我国传统诗歌韵文讲求平仄和四声有极为密切的关系。入派三声现象打乱了传统的平仄概念和四声系统，一大批入声字变成了平声，作诗填词甚至查检工具书都成了问题。于是，口语里明明没有了入声，也要在读书时硬加上死记硬背，而且要把它读成比较短的调子，一切读书人都要遵循，直到五十多年前我在北京读小学时仍是如此，更不用说一二百年甚至几百年以前了。”

のことであって、詩歌の韻律などの古典的教養を受け継ぐために、読書の際には入声字を個々に暗記しわざわざ短い調子に発音することが、1940年代までも行われていたという。この短促な調子がどのような高低昇降の調子によって発音されていたかという点についてだが、関連が推測される声調に、陽平と去声の2つがある。陽平調との関連を示唆する記述には、例えば1924年に出た劉復の『四声実驗錄』が

“大家都知道北京是没有入声的；可是我用《五方元音》上所载的入声来一试验，结果虽然与下平相近，却也并不全同。”

と述べている⁵⁵⁾ことのほか、19世紀末の中国語教科書、トーマス・ウェード（Thomas Francis Wade）の『語言自選集』に見える次のような説明が挙げられる。

“The ju, or entering, an abrupt tone still recognised in studying the written language --

that is to say, in committing Chinese books to memory -- is now ignored in the practice of the spoken language of Peking; in this most of the words or characters ranged under it in the vocabularies having been transferred to the 2nd tone.”⁵⁹

一方、去声の調子でやや短く読まっていたのではないかと推測させるものに、1906年朱文熊の『江蘇新字母』が凡例第5条で「京音」の声調について、

「京音無入声、而分上去下去。」

と記述していること⁶⁰や、下って1920年民国老国音の発音規範を示す王璞の『中華国音留声機片』が、

“阴阳上去四声以北京话为准，入声就把北京话中的去声读得短一点儿，可是‘短’而不‘促’，‘收’而不‘藏’。”

と定めた⁶¹ことが注意を惹く。

そのようなわけで、清末北京官話を標準と定める方向が固定した時期においても、京音における入声の存否の問題は懸案のままだったらしく、1911年に学部招集の中央教育会議が採択した「統一国語辦法案」でも、

「一、審定音声話之標準：各方發音至歧、宜以京音為主、京語四聲中之入聲、未能明確、亟應訂正、宜以不廢入聲為主、……」

等とされていた⁶²。そして、民国時代新国音（北京音）に従う辞書1932年の『国音常用字彙』さえ、四声の中に分派させた旧入声字に、前代の韻文の諷誦のため、入声である標識をつけ、入声の発音のつづりを併記する、としていたのである⁶³。

6. 労乃宣の「合声簡字」—方言階梯派の主張

北方での『官話合声字母』の普及を見、南方においてこの字母を南方語に応用した方案を作ったのが音韻学に詳しい勞乃宣である。労は1905年、王照の字母に、6母（声母）・3韻（韻母）・入声の符号を付け加えて、南京音を表記する『增訂合声簡字譜』（寧音譜）を、更に7母・3韻・濁音符号を付け加えて、蘇州音を表記する『重訂合声簡字譜』（吳音譜）を作った。そしてその後、1907年には京音譜・寧音譜・吳音譜・閩廣音譜の4音譜をまとめた（これにより全国の方音を包摂したという認識をしている）『簡字全譜』を作成し、江浙地方で広く流行させるに至る。『増訂合声簡字譜』の自序によると、労は『官話合声字母』の北方各州県での盛行（既に塾が数十ヶ所、習得者が数万人にのぼると言っている）を評価し、

「吾南省不可不急起直追、以期企及也。顧其書專用京音、南方有不尽相同之處、然所差無幾、略加增改、即能相通。」⁶⁴

と述べて、南方も識字率アップの方面で遅れを取ってはなるまいという認識をうかがわせている。

倪海曙によると、同序では続けて、

「語言画一与文字簡易、皆為中国今日當務之急。……俟此字本地語音習熟後、即當教以京音、使閱官話各書報、自能收事半功倍之效。」⁶²

と、方音切字を北京語習得の橋梁と位置づける立場を明らかにしている由であるが、『清末文字改革文集』所収の同序にはその部分がない。だがいざれにせよ、労はこの後、書いたものにおいても、南京の簡字学堂での教授法においても、そのような立場を明確にしてゆくのであって、本稿が仮に方音階梯派という名称を用いるのも、それを理由としている⁶³。

労乃宣は1905年、南京に、当時の兩江總督周馥らの批准を得て、簡字半日学堂師範班を開設した。『増訂合声簡字譜』・『重訂合声簡字譜』はもともとこの学堂の教科書として編纂されたものである。労は同師範班開學にあたって演説を行い⁶⁴、また翌1906年には、方音譜を用いる学堂の教授法が、国語統一を妨げると指摘する『中外日報』の批判に回答する書面を公にしている⁶⁵が、それらの中には、簡字の普及と国語統一に関する労の思想が集約されている。注目すべき第1点は、簡字により識字のたやすさを体験させ、そのことによって民意を「言語の変遷」—国語統一に至る近代的言語政策の実施を言うかーに赴かせることである。そのことにより長年慣れた方言を捨てて難しい官音を学ぶ動機付けができるということである。即ち、

「中国之用旧字数千年、用方言亦数千年、今欲数千年之方言一旦變為官音、聞者咸苦其難、望而卻步。……故莫若即其本音而遷就之、俾人人知簡字之易学、知簡字之誠可代語言、然後人人皆有變遷語言之思想。有變遷語言之思想、然後率而導之于國語之途、則從之如流水、趨之如大道矣。」⁶⁶

『中外日報』への回答では、簡字の学習と官音の学習は段階的にやり、両方を一緒にすすめではない、たとえ土音による識字のみにとどまり、官音を用いる段階にまで至らなくても、全国民が簡字をマスターするだけでもその利益は大きいと言わねばならないと述べて、識字問題解決の最重要性を強調している。第2点は、同一の表音システムにより熟知している方音と北音とを両方学ぶことで、両者の間の音対応が発見でき、それにより系統的学習が可能になるという認識に基づいて、方音簡字の存在意義を主張していることである。

「學南音、非但不與北音相反、而且相成、何也。南方語言、既可以簡字拼之、由是而覽北方之書報、不覺恍然大悟曰、此一字吾讀某音、今北方則讀某音、此一音吾所有、今北音則無之。僅須一轉移之功、而北音全解、北音全解而國語全通矣。所謂相反而適相成也。」⁶⁷

このような手法により、学習者が簡字による官音の習得までたどりつけば、即ち国語統一の目的が果たされるわけであって、

「總之、鄙人增益母韻之意、在以土音為簡易之階、以官音為統一之的、增益愈多、包括愈廣、統一愈全。」⁶⁸

と揚言される所以なのであった。

『中外日報』への回答の中では、南京に開設した師範班での教授法についても、比較的具体的な紹介がなされているが、同班では、まず「寧音譜」を用い「寧人」を教師として「江寧土音」を習わせる、この段階では学生はまだ学習を容易と感じる所以である。この段階を修了すると、官話の教師として首都から「都人士」を1人招聘し、官音を学ばせたという。いかに「京音譜」があるとはいっても、官話音の学習にはやはり北京人を招いての直接教授法が取られるのであった。それはともかく、このような2段階法を採ると、官音学習の段階においても学習者がさしたる困難を感じないと言われている。また、後の1910年、程先甲等らが資政院に簡字を用いた官話教育を陳情した際、その説帖の中で述べているところによれば^⑩、この時の師範班の就学生は「皆舉貢生監及県倅各官」であつて、つまり読書人の子弟や識字階層ばかりであったようだが、そのため簡字に習熟したのみならず、「六書反切音韻之學」つまり中国の文字・音韻の学にも一通りの知識を得て卒業していった。3ヶ月たって師範班が卒業した後は、もっぱら一般学生を入学させて4ヶ月卒業に改め、13次、数百人に登る卒業生を送り出したが、

「其穎異者、口操京音、与京城人無異。」

であったということで、この記述を信頼すれば、官音の習得に至った者が確実に存在したらしい。

このような、方音切字から京音切字へという2段階学習法を提唱したのは、実は勞乃宣1人でもないし、労が初めての人でもない。1906年に『中国切音新字』を作った時の盧懸章もそうである。即ち盧は「頒行切音字書十条辦法」の第2条に

「頒定京音官話、以統一天下之語言也。凡鄉談與通都市鎮言語可以相通者、飭該地方百姓、無論男女蒙小学堂、在地居民、務必全国男女老幼均能習誦本土通都市鎮之切音字書（不得參雜窮鄉僻壤土話之切音字書）。本土切音已成、次及京音切音字書。……。凡國家所用之人、全國一律、學習京音官話之切音字書、全國公文、契拏、文件、通信、均認京音官話為通行國語、以統一天下之語言也。」^⑪

と述べていて、公用文を官話で統一すると共に、各地の一般人には各地の中心的都市の方言を表記する切字を橋わたしとして、官話切字の習得に至らしめるという方法を採用していることが明らかである。ほかに、もっと早く同様の方法を提唱しているものに、1896年の力捷三の『閩腔快字』・1897年の王炳耀の『拼音字譜』・1903年の陳虬の『新字甌文七音鐸』が挙げられる。また、下って革命になると、讀音統一会で注音字母の制定に苦心した呉敬恒が、注音字母に方音表示の為の「閩母」を加えて、漢字に方音と国音両方のルビをふることにより、識字率アップと国語統一の目的を二つながらめざすという手法を根強く主張している^⑫。

7. 資政院時代 — 清朝最晩期の動き

1905年に終結した日露戦争の結果に刺激され、清朝政府は戊戌の政変の際一度否定した立憲君主制の採用へと再び動き始めた。そして1908年に憲法大綱を発表、1909年には各省に一種の地方議会である諮議局を開設、翌1910年には立憲準備期間における中央の諮議機関という位置づけで、中央政府指名議員100名・各省諮議局選出議員100名から構成される資政院を置き、陰曆9月から12月にかけて第1回の資政院を開会した。これら議会の時期に、将来の立憲君主制下における国政のありかたについてさまざまな議論がかわされ、そして王朝崩壊と共にその実現可能性を手放してしまうのであるが、その検討事項の中には国語教育の問題も含められていて、簡字推進派の議員や活動家たちが資政院に幾度にもわたって意見を寄せている。これら、実現しなかった立憲君主制の下での教育政策の企画こそ、清朝時代切音字運動の最後の動向と言えようかと思われる。

資政院開院にさきがけて、清朝政府は立憲に対する分年計画を立てていたが、1909年学部が奏報した清单中には国語教育に関する事項が入っていた。それによると、宣統2年には、官話課本や各種辞典を編纂、各省城の師範学堂や中小学堂で官話を兼学せしめること、3年には官話課本を頒布し、首都と各省に官話伝習所を設立することなどに始まり、8年には教員の検定試験や各種学堂の試験科目に官話を含めることまで、標準語としての官話普及に向けた分年計画が立てられている⁷²。そして、この官話教育に切音字を使用させること、とりわけ既にある程度の普及実績を見ているところの労乃宣の合声簡字を取り入れさせることが、簡字推進派の活動目標となるのである。

1907年に『簡字全譜』を作つて簡字の全国的使用に備えた労乃宣は、1908年西太后の謁見を賜り、「簡字の用途を奏上」、「簡字譜録」を進呈する機会に恵まれるとともに、憲政編査館行走となり、憲政の準備にあたることになった⁷³。1908年に奉った「進呈《簡字全譜》摺」で労は、南京の簡字学堂の教育成果を述べた後、将来の公教育においても、「欽定」の「通国統一全譜」を頒布して、小学の予備教育として1年間の簡字教育期間を設けることを提案、「俟南音学成、再学京音、以帰統一」・「先各習本地方音、以期易解、次通習京音、以期統一」と、方音階梯派の教育手法を変わらず主張している。但し政府に対する進言であるだけに、むしろ方音簡字を習得した後の「京音」の習得、国語の統一に主眼があるかのごとき叙述がなされており、それと共に、当時の政治動向をふまえて、将来立憲政治実現の曉には、漢字の読み書きができる者のみならず簡字を識る者も同じく公民と認めるよう、そのために家長に対して強制的手段を取つても、貧家の子弟に簡字を学ばしめるよう提案していることが注目される⁷⁴。

『簡字譜録』を上覽に供し、「学部議奏」の旨が下つたものの、すぐに西太后も光緒帝も亡くなり、学部の反応も現れないので、この後労乃宣は、むしろ社会に向けてアピールする方策に転じ

た。そして 1910 年官僚の趙炳麟・汪栄宝と北京で「簡字研究会」を発足させ、「簡字研究会」啓及び「章程」を発表した。同会は、識字教育により民智を開くことを旨とし、会員が定期的に会合を持って簡字を研究するというもので、

「簡字之法、以母韻声為体、以反切為用、讀書之人、本明等韻者、一目瞭然、未諳等韻而能知反切者、數刻而解、未習反切而能辨四声者、極遲數日無不曉者。捐俄頃之心力、即足為拯全国蚩蚩之用、吾知必為賢士大夫負先知先覺之任者所樂為也。」⁷⁴⁾

等の表現によって紹介され、教育事業に理解のある読書人を引きつけようとする内容になっている。労はまた同年、学部尚書唐景崇に上書して、合声簡字の議奏を催促しているが、書中、他の切音字方案は手法に問題のあるものや「一隅」の「土音」にとらわれたものなどあって、「京師官話字母」のみが完璧であると推奨するほか、簡字に対する異議は、いつも漢字の使用を妨害するとか、言語を分裂せしめるといった「常談」に過ぎない等と述べている⁷⁵⁾。

さて、1910 年資政院が開会されると、1909 年に学部が発表した国語教育の分年計画の内容を承けて、国語教育に簡字を取り入れることを請願する意見書が次々に提出された。『清末漢語拼音運動編年史』や『清末文字改革文集』の掲載するところに基づいて見ると、次のようなものが提出されている。

- ①資政院議員江謙による「質問学部分年籌辦国語教育説帖」⁷⁶⁾
- ②直隸保定省城官話拼音教育会（会長の韓德銘ら 187 人）による「陳請資政院頒行官話簡字説帖附推行官話簡字章程」⁷⁷⁾
- ③拼音官話書報社編訳員慶福及び官話字母義塾関係者（教員の普広ら）計 112 人による「陳請資政院頒行官話簡字説帖」⁷⁸⁾
- ④候選道度支部郎中韓印符ほか 8 人による「陳請資政院頒行官話簡字説帖」⁷⁹⁾
- ⑤程先甲ら 45 人による「陳請資政院提議變通學部籌備清单官話伝習所辦法用簡字教授官話説帖」⁸⁰⁾
- ⑥劉照藜・陶柟による「陳請資政院推行官話簡字説帖」⁸¹⁾

そして、これらの意見を踏まえ、翌 1911 年にかけて、表音符号の使用を内に含んだ国語教育方針案が 3 度にわたって作成されている。

1. 資政院特任股員会股員長嚴復による「審查採用音標試辦國語教育案報告書」⁸²⁾
2. 各省教育總会聯合會議が採択した「統一國語方法案」⁸³⁾
3. 学部招集の中央教育會議が議決した「統一國語辦法案」⁸⁴⁾

以下、この一連の動きにおいて提案・指摘された事柄の概略を整理しておきたい。

まず、上記①から⑥までの「説帖」の内容を概観してみたい。①の江謙の質問状は、1909 年の分年計画で官話教育が正式に認められていることを踏まえ、もう一步つっこんだ内容を問うたもので、標準語政策に関しては次のような諸点が注目される。

- ・簡字を用いるかどうかを問うていること：江謙は先に、国語統一における表音文字及び言文一致体の書面語の役割の重大さを説き、漢字のみを使い続けていてはいつまでも語音の統一が見込めないという判断を明らかにする。そして、完全に簡字を用いた表記を採用するか、簡字を漢字に対するルビのように使用するか、簡字を用いず漢字表記のみを採用するか、の3法からの選択を要求している。
- ・官話による国語統一をはかるとして、その標準音として「京音」を採用するか否かを問うこと。
- ・文法を規定するか否か、辞典を編纂するか否かを問うていること：文法・語彙にわたる国語の規定を要求しているわけで、注目すべき提案とされる。
- ・「官話」という名称を改めて「国語」と称するか否かを問うていること：「官話」の名では「官」のみに属し全国民の悉く使用する共通言語としてふさわしくないという意見である。

江謙の求めるところはかなり具体的で、表音符号の使用や言語の規範化に関わる諸点が揃って出ている觀がある。これに続いて出された②から⑥までの民間からの意見書は、もちろん各の取る立場が互いに全く同じとは言えないであろうが、それでもいくつかの論点が複数の意見書に共通に現れる傾向があるので、一括して取り上げることとする。

まず、国語統一の不備が立憲政治（準備）の時代に合わないという指摘がある。そこでは、議会の議員がやり玉に挙がり、一般人が各々「土音」を操っていることはもちろん（⑥）、議員ですら談話に土音をまじえ、「口音」が均しくないことが引き合いに出される（⑤・⑥）。⑤はその原因を漢字の使用に見出し、公民の資格は（日本などの例に明らかなように）識字を基準とするのに、中国においては、語音の不統一、速記の困難なこと、官府の告示が読めないこと、新聞が読めないことなど、漢字使用の弊害が顕著であるとする。

北京官話を標準語とすべきこと。このことについては、③がそれが標準語たる価値を持ち得る理由を論じているのが注目される。

「前有某議員著論、謂不能以偏隅之語為官話、此大謬也。夫言語出于人、非出于地也。地有偏隅、人無偏隅。凡京師所在、人皆趨之。千百年会萃摩練、在成此一種京話、斯即中央非偏隅也。且原与京語大略相同者、已有直隸奉天吉林黑竜江山東河南甘肅雲南貴州四川陝西十一省及安徽江蘇之兩半省矣。此外各語無兩省相同者、為高因陵、為下因沢。豈有舍京語而別事矯揉之理哉。京語非北京人私有之語、乃全国人共有之語。」⁶⁶

つまり、北京語は単に通用範囲（近似の方言の範囲）が広いのみならず、多くの地域から人々の集中する大都会の言語として長年にわたって磨き上げられたものだというのである。そして、「官話簡字」（旧名「官話合声字母」）を推薦するにあたって、それが「首善の京音」を標準としていることを取り上げている。また⑥も、

「今欲統一語言、普及教育、非推行官話簡字不可、官話系仿各国通例、以京話為官話。」⁶⁷

と述べて、北京語を推す。但しその理由は先進各国で首都の方言が標準語となっているのが通例だというにとどまっている。⑥によれば、官話を教育の場で用い、京音を標準とした（王照の）簡字を推行するならば、数年ならずして人々みな文字を知り、口では「官音」を操るようになって、家庭・社会・朝廷が互いに意志を疎通させるようになるだろうという。

上のような認識に基づき、全国民が北京官話を標準とした国語を口語として操れるように、官話と各地の方言との隔たりの大小に配慮した、段階的普及計画が立てられる。最も細かい計画を公にしているのが、②に附された「推行官話簡字章程」で、だいたい次のような内容の実践を考えている。

1. 北京の官話簡字総師範学堂：各地へ派遣する官話簡字教育要員を養成。養成期間1ヶ月。定員200名。この総師範生は北京人をもって充てる。

2. 各府直隸州の師範学堂

(1)直隸・奉天・吉林・黒竜江・山東・河南：北京の師範学堂開学1ヶ月後から2ヶ月までに、北京の総師範生1名を招聘して開設。養成期間1ヶ月。

(2)雲南・貴州・甘肅・四川・安徽・山西：北京の師範学堂開学3ヶ月後から5ヶ月までに、北京の総師範生1名を招聘して開設。養成期間3ヶ月。

(3)その他の各省：江蘇の例に倣い、必要な場合は「土音」(を表示する字母)を増添して階梯とする。

開設時期は各省諮詢局が議定。

2. 各州県の師範学堂：前項師範学堂の卒業日に開設。直隸・奉天・吉林・黒竜江は養成期間20日、山東・河南は1ヶ月。その他はかかるべく期間を延長。1回の定員50名で各村鎮より召集。卒業後は各村鎮へ教授に赴く。

3. 各村鎮の学堂：前項師範学堂の卒業生により開設。養成期間20日。卒業生が開塾して教授にあたることを奨励。

以上、切音字運動時期のかなり早くから、既に考えられていたピラミッド式の教育体制で、中国の国土が広いため当然大規模な計画にならざるを得ない。この計画では、各地の最初の師範学堂は北京人の直接指南であるが、州県・村鎮と下るに従い、再伝の弟子が生まれて行くわけで、機器類の整備が不十分であった時代には実践にかなりの困難を伴うであろうことが予想される。

⑤が簡字の表音機能に期待し、

「蓋國語者、声音也。簡字者、國語之留声機器也。無簡字則國語之音無所寄、有簡字而後國語之音有所憑。」⁸⁸

と述べているのも、そのような状況を踏まえてのことではあるまいか。もっとも、共通語普及にあたり優れた表音システムが必要とされることは、録音機器類に恵まれた現代においても変わりはないのであるが。

また、この時期になると、国の言語政策という次元を反映して、階梯としての方音簡字を認め

る地方においても、国民が確実に官話の段階にまで達したかどうかを監視する体制が提案されるようになる。②の「章程」の第14条で、方音簡字を階梯とする（「土音を増す」）省において、官話の簡字表記の習得にまで至っていない者には（有権者資格の）証明書を発行せず、教習を奨励する際にも官話習得者の人数を基準とする、と規定していること、③が②の「章程」の補充として、毎年北京の総師範学堂から総師範生を各省1名ずつ視察に派遣し、各州県において教授されている語音の抜き取り調査を行い、学生が希望しないことなどを理由に方音簡字の教育のみで事を終えている例があれば、州県に報告して制度を改正せしめる、と定めていることなどがそれである。

以上の各「説帖」は多くが質問、或いは大づかみな方針の提案であったが、いわばこれに答える形で作成されたのが、1910年から1911年にかけての3つの国語教育案だったわけである。そしてその3番目が、国語教育に関する清朝政府最後の業績となった。教育案は1から3へと進むにつれ、公的性が増すと共に、北京音を標準とする否か、既製の「官話簡字」をそのまま利用するか否か、簡字に音標（ルビ）以上の機能を持たせるか否か、といった具体的な侧面が、表現の上で後退或いは不透明になってゆく様子が見られる。まず、簡字とその標準音については、1（厳復案）が官話簡字を京音を標準として欽定頒行するとしたのに対し、2（各省教育総会聯合會議案）は、京話を標準語・京音を標準音とすると定めているものの、簡字については、「順直に流行している」簡字を採用はするが、音標として字旁に附し土音矯正に役立てるといういわば制限つきの用途が示される。3になると、まず首都及び各省に国語調査会を開設、その報告に基づき、「雅正通行」の語詞・語法・音韻をそれぞれ採用して、それを標準とし、国語課本・語典・方言対照表を作るとしている一方、「音声話」の標準を審定するという1項を別に立てており、発音は京音を主とするのがよいが、おそらく入声は廃さないほうがよく、「話」（口語の文法や語彙を指すか？）は雅馴たることが求められるので官話を主とするのがよい、という方針を示している。調査結果に基づいて採用される「標準」と「音声話」の「標準」の関係が不明確であるが、或いは書面語（文語？）と口語との何らかの区別が企図されているのであろうか。簡字については、爾後諸基準に基づき最適の「音標」を定める計画で、どのようなものを採用するかは未決定である。確かに、政府の計画として実行に移すには、既製の方案を審議抜きで採用するわけにはゆかないし、かりに北京官話を標準語とするとしても、現実のそれが全く均質なものであるとは限らず、先に北京官話の実態が十分調査されねばならないのであって、更に個々の詞語・語音についてもいちいちの審訂が必要であるから、3の段階で決定が保留される事項が増えていてもおかしくないのではあるが、しかし、北京語の標準としての地位に関し、それがぼかされ、復古的・人為的変改が加えられる余地を与えてしまっている感が否めない。また、伝習については、いずれも北京（或いは学部）を頂点とする国語伝習所の開設を計画しているが、1が北京の師範伝習所を拠点として、北京人を各地に派遣して教育に当たらせようと考えているのに対し、2と3は、

各地方から師範候補生を北京の学堂に派遣せしめるという方向を採用している。3は更に、各地の派遣生に対し「その省の方言に博通する者」という条件を付けている。1の方法が、いわば生きた北京官話の口から耳への直接教授法に近づくのに対し、2や3になると、北京官話から更に昇華された「国語」という標準があつて、それと方言との対応関係を理性的に意識することから教育者の資質が開発されるという立場を取り始めているといえようか。もっとも、北京人を直接各省に派遣することに関して、他に何らかの困難が存在していたのかもしれないが（任地で言葉が通じない？）。

以上、筆者が直接参照できなかつた文献も数多く、ほんの概略ではあるが、清末切音字運動時期の、標準音をめぐる動きを追ってきた。少なくとも、表音符号の制定や国語の統一という方向を模索する人々の間においては、清朝という政治環境を背景に、北京官話の標準化という方向に焦点が定まってゆき、最後には政府もまたそれを認めるのであるが、北京官話或いは北京語の実態の解明がおそらくまだ不十分であつて、かつ、知識人の間には伝統的な韻書や字書の音韻体系に権威を認める傾向や、口語として使用されている北京語に対する反感・蔑視も根強く存在していた。その後民国時代を迎えてから、それらの反対要素が表面に現れると同時に実践上の諸問題にも直面することになり、結果、老国音が廃棄され北京音が標準として認められるまでに長い時間と糾余曲折を経たことはよく知られている通りである。

注

- (1) 『清末文字改革文集』（以下文集と略称）p.10,p.11
- (2) 詹璋『吳稚暉与国語運動』（以下詹 1992 と略称）p.73
- (3) 何九盈『中国現代語言学史』（以下何 1995 と略称）p.29。ほかに呂冀平主編『当前我国語言文字的規範化問題』（以下呂 2000 と略称）p.65 もほぼ同様の捉え方をしている。
- (4) 倪海曙『清末漢語拼音運動編年史』（以下倪 1959 と略称。）p.17-19
- (5) 厦門音の表記をベースに、字母を増加して、周辺の漳州音・泉州音なども表記できるシステムに発展させていった。
- (6) 詹 1992 p.22-23
- (7) 文集 p.2
- (8) 文集 p.3
- (9) 高天如『中国現代語言計画的理論与実践』（以下高 1993 と略称）p.11
- (10) 文集 p.117
- (11) 李宇明「清末文字改革家の方言觀」（以下李 2002 と略称）p.196

- (12) 倪 1959p.35-37
- (13) 文集 p.4
- (14) 文集 p.6
- (15) 「閩腔快字自序」。倪 1959p.50-51
- (16) 「拼音字譜自序」。文集 p.13
- (17) 倪 1959p.58
- (18) 倪 1959p.66
- (19) 文集 p.17 倪 1959p.65
- (20) 王照「官話合声字母」原序。文集 p.19-23
- (21) 王照『官話合声字母』「凡例」。倪 1959p.81
- (22) 同(20)。文集 p.20-21
- (23) 『官話合声字母』の、介音の区別を声母に含める音節2分法をもって官話の音節を表示する方法が、『音韻闡微』の「合声反切」と通じるところがあるという認識も当然あつたろうと思われる。倉石武四郎は『清朝小学史話』「王照と労乃宣」で『官話合声字母』と『音韻闡微』の関係に言及し「王照の字母はかように反切の改良から出発している」と述べている。
- (24) 倪 1959p.75。
- (25) 『官話合声字母』「凡例」(倪 1959p.81)。1906年翻刻本の「新增例言」第1条では、次のような表現になっている。
- 「語言必歸画一、宜取京話。因北至黑龍江、西逾太行宛洛、南距揚子江、東傳於海、縱橫数千里、百余兆人、皆解京話。外此諸省之語則各不相通。是京話推廣最便、故曰官話。官者公也。公用之話、自宜取其占幅員人數多者。」
- なお王照は、1903年の「字母書序」中では『官話合声字母』について「仿國書之制、取京音為準。」と形容し、「京音」という語を使っている(文集 p.32)。
- (26) 倪 1959p.97
- (27) 王照『官話合声字母』(拼音文字史料叢書、1957文字改革出版社。以下王照 1957 と略称。)p.9
- (28) 高 1993p.13-14
- (29) 文集 p.27-28
- (30) 文集 p.29
- (31) 詹 1992p.70
- (32) 文集 p.35-39
- (33) 文集 p.44
- (34) 文集 p.34 李 2002p.196
- (35) 何 1995p.35

- (36) 文集 p.101。初出『民報』第 21 号。
- (37) 何 1995p.37-38
- (38) 何 1995p.38
- (39) 何 1995p.33-34
- (40) 1930 王吉魯『言語学通論』。何 1995p.34
- (41) 1971 《我的语言自传》
- (42) 何 1995p.35-36
- (43) 文集 p.73 「頒行切音字書十条辦法」
- (44) 羅常培『国音字母演進史』(以下羅 1934 と略称) p.39-40
- (45) 文集 p.68-71 「学部咨外務部文」
- (46) 倪 1959p.142
- (47) 何 1995p.30
- (48) 羅 1934p.52
- (49) 文集 p.86-89
- (50) 詹 1992p.72。初出『新世紀』102 号
- (51) 倪 1959p.177-182 高 1993p.13
- (52) 「新增例言」第 2 条
- (53) 倪 1959p.181 羅 1934p.14
- (54) 羅 1934p.14
- (55) 林熹《“入派三声”补释》。林はこの引用に注して、次のように述べている。“北京话的发音人是当时和劉氏一起在法国留学的陈绵，虽然是福建人，但生长在北京，说一口地道的北京话，能代表当时北京一般读书人的口音。”
- (56) part.1,pronunciation。『語言自選集』の初版は 1867 年だが、いま六角恒廣編『中国語教本集成』第三集所収の再版本(ウェード・ヒリアー Hillier 編、1886 上海・総税務司統計局刊)による。なお、同教本集成所収の明治 13、14 頃刊『清語階梯 語言自選集』は本文を初版本によって改訂を加えたものらしいが、同版では引用中で筆者が下線を付した部分 “in this” の 2 語がない。この “in this” 以下、ウェードの原文は難解であるが、北京の口語においては、(諸の?) 单語集の中で入声に分類されている語(即ち文字)の大部分は第 2 声に転移させられている、というほどの意味であろうか。張衛東の中訳本『語言自選集』はこの部分を“这种入声字大部分都列在词汇表里，被分派到第二声。”と訳し、付注で、“这一说法(古入声字全归第二声)与当时北京音的实际不符。”と指摘、『語言自選集』の中で声調が標注されている古入声字のうち陽平調とされているものが 26.7% に過ぎない(即ち『語言自選集』自体の内容とも合わない)ことを明らかにしている。だが、先の劉復の場合を参照して考えると、当時北京の、読書音の

影響の深いインフォーマントに単字表や単語集を発音させた場合などにおいては、古入声字がおおむね第2声（陽平声）に似て読まれるという傾向があつて、そのような事実がウェードの説明に反映した可能性も考えられると思うがどうであろうか。

- (57) 倪 1959p.153-154
- (58) 何 1995p.30
- (59) 文集 p.143
- (60) 林熹《“入派三声”補釋》
- (61) 文集 p.51
- (62) 倪 1959p.124
- (63) 「以方音為階梯、以官音為歸宿。」（1910 劳乃宣「致唐尚書函」。文集 p.114）
- (64) 「江寧簡字半日学堂師範班開學演說文」文集 p.55-56。
- (65) 「致《中外日報》館書」文集 p.57-59
- (66)(67) 「江寧簡字半日学堂師範班開學演說文」
- (68) 「致《中外日報》館書」
- (69) 文集 p.130-132。
- (70) 文集 p.73
- (71) 詹 1992p.117-120
- (72) 倪 1959p.201
- (73) 倉石武四郎「清朝小学史話」「王照と劳乃宣」
- (74) 文集 p.80-81
- (75) 「“簡字研究会”啓并章程」文集 p.111
- (76) 「致唐尚書函」文集 p.113-115
- (77) 文集 p.116-118
- (78) 文集 p.118-125
- (79) 文集 p.125-127
- (80) 文集 p.128-130
- (81) 文集 p.130-132
- (82) 文集 p.132-133
- (83) 文集 p.133-135
- (84) 詹 1992p.70・p.147 高 1993p.109
- (85) 文集 p.143-144
- (86) 文集 p.126
- (87) 文集 p.132

参考文献

- ウェード Wade・ヒリアー Hillier 編『語言自選集』(再版本 1886 上海・總稅務司統計局刊)
六角恒廣編『中国語教本集成』第三集 (1993 不二出版) 第一卷所収
ウェード編『清語階梯 語言自選集』(明治 13、14 年頃慶應義塾大学出版社?刊) 六角恒廣編『中
国語教本集成』第三集 (1993 不二出版) 第二卷所収
〔英〕威妥瑪著・張衛東訳『語言自選集- 19 世紀中期の北京話』2002 北京大学出版社
王照『官話合声字母』(拼音文字史料叢書) 1957 文字改革出版社
何九盈『中国現代語言学史』1995 広東教育出版社
倉石武四郎「清朝小学史話・王照と勞乃宣」『倉石武四郎著作集第二卷 漢字・日本語・中国語』
(1981 くろしお出版) 所収
倪海曙『清末漢語拼音運動編年史』(1959 上海人民出版社) 中国語文学社印行『語文彙編』第
三十一輯所収
高天如『中国現代語言計画的理論与実践』1993 復旦大学出版社
朱永鑑・譚成珠『近代漢語語音史』1999 汕頭大学出版社
周有光『漢字改革概論』(修訂本) 1978 爾雅社出版
章炳麟「駁中国用万国新語説」(1908 『民報』21 号)・『國故論衡』(1910 日本東京・秀光舎刊)
劉夢溪主編『中国現代學術經典・章太炎卷』(1996 河北教育出版社) 所収
R・F・ジョンストン著 入江曜子・春名徹訳『紫禁城の黃昏』1989 岩波書店
詹璋『吳稚暉与国語運動』(文史哲學叢刊⑥) 1992 文史哲出版社
Chao, Yuan-Ren "What is correct Chinese?" (Journal of the American Oriental Society
81:3, 1961), Aspects of Chinese Socio-linguistics 1976 Stanford university press
趙元任「什麼是正確的漢語?」・「我的語言自伝」 叶蜚聲訳・伍鉄平校『趙元任語言学論文選』(1985
中国社会科学出版社) 所収
費錦昌主編『中国語文現代化百年記事 (1892-1995)』1997 語文出版社
平田昌司「制度化される清代官話-科挙制度と中国語史第八-」高田時雄編『明清時代の音韻学』
2001 京都大学人文科学研究所
文字改革出版社編『清末文字改革文集』1958 文字改革出版社
羅常培『国音字母演進史』(1934 商務印書館再版) 中国語文学社印行『語文彙編』第五輯所収
李宇明「清末文字改革家の方言觀」『方言』2002 年第 3 期

呂冀平主編『當前我國語言文字的規範化問題』2000 上海教育出版社

林燾「入派三聲」補釈』『語言學論叢』第17輯（1992 商務印書館）・『林燾語言學論文集』（2001
商務印書館）所收

黎錦熙『國語運動史綱』1935（再版）商務印書館